

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

外国人の従業員に給与を支払うときの注意点

Q 弊社には外国人のスタッフが何人かおります。外国人のスタッフに給与を支払う際の税務上の取扱いはどのようになっていますか？

解説

外国人を雇い入れる場合も支払った給与には所得税が課税され、源泉徴収が必要となります。その外国人が「居住者」か「非居住者」かで、源泉徴収の計算方法が異なります。

1. 居住者

日本国内に生活の拠点となっている住所があるか、または**現在まで引き続き1年以上継続して居住する場所がある個人の方**を言います。居住者である外国人の場合、日本人従業員と同様、**給与からの源泉徴収と年末調整を行います**。また、原則**住民税も課税**されることとなります。

居住者はさらに**非永住者と永住者**に分けられ、課税される範囲が異なります。

非永住者とは、居住者のうち日本国籍を有しておらず、**過去10年間で日本に住んでいた期間が5年以下のもの**をいい、永住者とは非永住者以外の居住者を言います。

2. 非居住者

居住者に該当しない方を言います。非居住者である外国人の場合、給与の支払い時に一律**20.42%の税率で源泉徴収のみ行います**。年末調整は行わず、**住民税も課税されません**。ただし、日本国内で働いている外国人は**原則居住者となります**。労働契約期間が1年未満であるなど、在留期間が1年未満であることが明らかな場合、非居住者と認定されます。

3. まとめ

区分		所得税の課税範囲	源泉税率	住民税の課税範囲
①居住者	非永住者	日本国内の所得及び日本国外での所得で日本国内で支払われたものまたは国外から送金されたもの	通常の日本人社員と同じ	原則、課税あり
	永住者	日本国内、国外、すべての所得		
②非居住者		日本国内の所得	原則、20.42%	原則、課税なし

要するに…

国内の外国人労働者の人数は年々増加しています。課税区分をしっかりと理解して、源泉徴収の税率を適用する際に誤りがないようにしましょう。